

見 解 書

2025 年 3 月 24 日

(宛先) 静岡市長

住所 愛知県東海市南柴田町ホノ割 213 番
地の 7

設置予定者

株式会社 グリーンアローズ中部
氏名 代表取締役 鈴木 章弘

静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例第20条第1項の規定により2025年1月27日付
で受領した意見通知書に係る措置内容について、次のとおり報告します。

意 見	措 置 内 容
1. 粉じん及びアスベストの飛散について ①アスベストの大気飛散状況のモニタリング及び再生商品のアスベスト含有状況に関する調査を実施するなど把握に努めること。	・アスベストの大気飛散状況のモニタリングについて 当工場は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設（石綿製品製造等）に該当しませんので法令上の測定義務はございませんが、自主的に年に1回、敷地境界にて大気中のアスベスト飛散状況の測定を行います。 ・再生商品のアスベスト含有状況に関する調査を実施するなど把握に努めることについて 前提として当工場ではアスベストを含有している廃石膏ボードは受け入れしません。 受入前の事前調査及びリサイクル後の製品の分析にてアスベスト含有状況の把握を行います。
1. 粉じん及びアスベストの飛散について ②定期的に行政の立入調査を受ける際に地元住民の立会を認めること。	周辺自治会（赤目ヶ谷・新赤目ヶ谷）の役員が当社の事前承諾及び立会の下で、事業場内に立ち入り、施設等及びその稼働状況を確認できることにしております。



2. 騒音・振動について ①100m圏内に住宅地が存在していることから、17時以降は騒音・振動が発生する機器の稼働及び作業を控えること。	・17時以降も繁忙状況によっては作業する計画としていますが、各時間帯によって法令等で定められている規制基準があります。環境に配慮し規制基準を遵守して作業いたします。 騒音モニタリングとして法令上の測定義務はございませんが、自主的に年に1回、JISの定める方法で騒音測定を行います。 また、騒音発生源に対し騒音対策を施し、その発生を抑制し騒音の低減を図ります。 振動についても振動発生源に対し防振対策を施し、その発生を抑制し振動の低減を図ります。
2. 騒音・振動について ②住宅地側の敷地境界に常緑樹を植樹するなど、騒音の低減を図ること。	・敷地境界での常緑樹の植樹や防音壁の設置等については、騒音発生源から距離が遠く効果検証が困難（効果が薄い）であるため騒音防止対策としては、騒音発生源となる作業（重機の移動・プラント作業・送風機等）は全て建屋内で完結し、騒音の低減を図ります。
2. 騒音・振動について ③振動低減の措置として振動発生源の機器に防振装置を設置し振動の低減を図ること。	・当工場は振動規制法の対象となる機器はございませんが、各機器をコンクリートにアンカーボルトで固定し振動の低減を図ります。